

# 株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地  
**太 洋 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 細 江 美 則

## 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年3月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第56期（平成27年12月21日から平成28年12月20日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（平成27年12月21日から平成28年12月20日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年12月21日から  
平成28年12月20日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、中国をはじめとしたアジア新興国経済の動向、米国や欧州など不安定な海外情勢に対する警戒感が高かったものの、企業収益は高い水準にあり個人消費にも持ち直しの動きが見られる等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属する電子基板業界は、自動車の安全性と利便性の確保に向けた電装化の進展を背景として、車載機器向けの需要が堅調を維持いたしました。また、医療機器やウェアラブル機器向けの市場は開発競争が加速し、I o T (Internet of Things) に関する技術や製品の開発は業界の垣根を越えて進んでいることから、更なる活性化が見込まれております。

このような経済環境の下、電子基板事業及び検査システム事業において売上高が減少したものの、基板検査機事業、鏡面研磨機事業及び商社事業において売上高は増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は4,979百万円（前年同期比4.8%増）と、前連結会計年度に比べ226百万円の増収となりました。

損益については、基板検査機事業における販売手数料の増加により販売費及び一般管理費は増加したものの、売上高増加や業績連動による賞与等の人件費の減少により、営業利益57百万円（前年同期比155.5%増）、先駆的産業技術研究開発支援事業に係る助成金収入を営業外収益に計上したことから、経常利益93百万円（同118.6%増）、減損損失による特別損失及び法人税等調整額を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益56百万円（同340.3%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

区 分	第 55 期 (平成27年12月期)		第 56 期 (平成28年12月期)		前年同期比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
電 子 基 板 事 業	千円 3,150,847	% 66.3	千円 2,954,848	% 59.4	千円 △195,998	% △6.2
基 板 検 査 機 事 業	559,313	11.8	955,704	19.2	396,390	70.9
検 査 シ ス テ ム 事 業	248,053	5.2	136,299	2.7	△111,754	△45.1
鏡 面 研 磨 機 事 業	251,409	5.3	304,200	6.1	52,790	21.0
商 社 事 業	543,450	11.4	628,853	12.6	85,402	15.7
合 計	4,753,075	100.0	4,979,906	100.0	226,830	4.8

#### <電子基板事業>

セットメーカーの一部であるカメラメーカー及びディスプレイメーカー向けの売上は前年同期並みを維持したものの、価格競争の激化によりその他のセットメーカー及びFPCメーカー向けの売上が減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高2,954百万円（前年同期比6.2%減）となりました。

#### <基板検査機事業>

中国を中心としたアジア市場において、FPCを対象とした通電検査機等の売上が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高955百万円（前年同期比70.9%増）となりました。

#### <検査システム事業>

既存顧客から装置の更新・改造による案件の増加に加えて、新規取引先から開発案件の受注は獲得できたものの、前年同期における視覚検査装置の大型案件の反動減により、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高136百万円（前年同期比45.1%減）となりました。

< 鏡面研磨機事業 >

産業機械向けの売上や、機械の修理・メンテナンス等の売上が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高304百万円（前年同期比21.0%増）となりました。

< 商社事業 >

需要が旺盛な中小型ディスプレイ向けの液晶モジュール検査システム等の売上が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高628百万円（前年同期比15.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は134百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

電子基板事業 当社本社工場 高周波測定器の新設

電子基板事業 当社本社工場 オートカットラミネーターの更新

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (平成25年12月期)	第 54 期 (平成26年12月期)	第 55 期 (平成27年12月期)	第 56 期 (平成28年12月期)
売 上 高(千円)	3,850,352	4,031,097	4,753,075	4,979,906
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(千円)	△91,031	57,239	42,990	93,984
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	△108,899	21,859	12,881	56,722
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△18.62	3.74	2.20	9.70
総 資 産(千円)	4,991,027	5,167,637	5,618,612	5,321,533
純 資 産(千円)	3,154,678	3,191,970	3,215,923	3,259,352
1株当たり純資産額 (円)	537.42	544.40	545.24	552.66

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容	事業区分
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	鏡面研磨機の製造	鏡面研磨機事業
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	2,000千円	49.0%	当社が製造する製品の 販売及びサービス・サ ポート	電子基板事業 基板検査機事業
マイクロエンジニア リング株式会社	35,000千円	100.0%	視覚検査装置及び画像 処理装置の開発、製造 及び販売	検査システム 事業
太友(上海)貿易 有限公司	50,000千円	100.0%	当社が製造する製品の 販売及びサービス・サ ポート	電子基板事業 基板検査機事業 商社事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、取り巻く市場環境が依然として厳しい状況にある中、この状況を改善するために継続的に営業利益を確保することを当面の課題としており、売上規模の拡大、売上総利益率の改善及び販管費の削減を目的に、製販一体となって以下の対応策を実施してまいります。

##### ① 売上総利益率の改善

機能・品質・歩留りの向上を目的とした技術開発を追求するとともに、生産性を向上するために製造体制の再構築と設備投資の最適化を図ってまいります。その結果、原材料の抑制や外注加工の内製化による費用圧縮など徹底したコストの最小化を図ることで、売上総利益率を改善してまいります。

##### ② 製品開発力の強化

次世代を担う高付加価値製品の開発により競合他社製品との差別化を図り、市場における競争優位性を維持していくことが必要であると考えております。

医療機器や車載機器向け等これからも成長が期待される有望な市場に向けて、最新の技術動向・市場ニーズを見極め、高付加価値製品を早期に提供することを目指し、研究・技術開発の効果的な実施を図ってまいります。また、電子基板の高精細・高密度化や社会的な品質管理要求の高まりに伴い、顧客ニーズを的確に反映した装置の後継機種を早期に提供することを目的とし、グローバル市場において価格競争に巻き込まれない優位性のある製品開発に取り組んでまいります。

##### ③ グローバル戦略の推進

当社グループの主要顧客は、主にアジア地域においてグローバルに展開していることから、特に中国を中心とした市場に対する事業展開の推進が重要であると考えております。

当社グループはグローバル展開を加速していく中で、各種検査機やFPC製造で培った技術を活かした検査治具など核となる既存製品を更に進化させてまいります。また、利益の確保に向け現地生産化や現地法人・販売代理店との連携強化等あらゆる可能性を模索し、グローバルビジネスの一層の拡大に取り組んでまいります。

#### ④ 人材の育成

当社グループが持続的な成長をするためには、グローバルな視点を持った人材や会社組織を強くするための人材の育成が重要であると考えております。

人事異動による組織の活性化や社内研修等の教育プログラムの更なる充実を図り、また、性別、年齢、国籍等に関係なくそれぞれが活躍できる場を拡大することで、多様な働き方を創出し、全従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。その取り組みのひとつとして、当社は厚生労働省が推進する「ポジティブ・アクション」に賛同し、女性活躍推進に向けたビジョンを宣言しており、女性従業員のキャリアアップに対する意識改革を進め、積極的な登用を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、検査システム、鏡面研磨機等の製造及び販売並びにメーカー各社の産業機械等の販売を主たる業務としております。

セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
電 子 基 板 事 業	F P C、エレクトロフォーミング加工品
基 板 検 査 機 事 業	通電検査機、外観検査機、機能検査機
検 査 シ ス テ ム 事 業	視覚検査装置、画像処理装置
鏡 面 研 磨 機 事 業	円筒鏡面研磨機
商 社 事 業	産業機械

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成28年12月20日現在）

##### ① 当社の主要な事業所

本 社 工 場	和歌山県和歌山市
東 京 事 業 所	東京都千代田区
九 州 事 業 所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株式会社ミラック	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
マイクロエンジニアリング株式会社	大阪市北区
太友（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況（平成28年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板事業	160名	(減) 5名
基板検査機事業	48名	増減なし
検査システム事業	7名	増減なし
鏡面研磨機事業	16名	(増) 1名
商 社 事 業	5名	(減) 1名
全 社 ( 共 通 )	30名	(減) 3名
合 計	266名	(減) 8名

- (注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社グループから当社グループ外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。
2. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
230名	(減) 11名	42.3歳	14.8年

- (注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び社外から当社への出向者を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託及び社外から当社への出向者を除いて算出しております。



(8) 主要な借入先の状況 (平成28年12月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	298,741千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	163,337千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	149,315千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	138,646千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	55,568千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	52,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,359千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年12月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,850,000株
- ③ 株主数 1,944名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株 式 有 限 公 司 細 江 ホールディングス	1,600,000株	27.35%
細 江 美 則	700,520株	11.98%
細 江 正 大	480,000株	8.21%
太 洋 工 業 従 業 員 持 株 会	335,524株	5.74%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	290,000株	4.96%
紀 陽 興 産 株 式 会 社	240,000株	4.10%
紀 陽 リース・キャピタル 株 式 会 社	150,000株	2.56%
小 川 由 晃	120,400株	2.06%
旭 東 電 気 株 式 会 社	102,800株	1.76%
細 江 恵 津 子	60,600株	1.04%

（注）持株比率は自己株式（216株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 マイクロエンジニアリング株式会社 取締役 株式会社ミラック代表取締役社長
取 締 役	阪 口 豊 彦	管理本部長
取 締 役	坂 田 吉 啓	電子営業本部長 マイクロエンジニアリング株式会社 取締役 太友（上海）貿易有限公司執行董事 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 取締役
取 締 役	堀 井 健 司	CAD部長
取 締 役	尾 崎 武 久	
常 勤 監 査 役	崎 前 和 夫	
監 査 役	山 口 修	山口修法律事務所所長
監 査 役	深 津 康 之	公認会計士深津康之事務所所長

- (注) 1. 取締役尾崎武久氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役尾崎武久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役深津康之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	57,619千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10,903千円 (10,903千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	68,522千円 (13,303千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む。）8,486千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度における引当額9,378千円（取締役4名分9,183千円、監査役1名分195千円（うち社外監査役1名分195千円））が含まれております。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役山口修氏は、山口修法律事務所の所長であります。当社と山口修法律事務所との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役深津康之氏は、公認会計士深津康之事務所の所長であります。当社と公認会計士深津康之事務所との間には、特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	尾 崎 武 久	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	崎 前 和 夫	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。金融機関における長年の実務経験や豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	山 口 修	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 主に弁護士としての知識や経験に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	深 津 康 之	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての知識や経験に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の  
とおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理憲章及び法令等遵守規程を定める。
  - ロ. 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制システムの基本方針の見直しを行う。
  - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内部牽制機能を確立するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続きを定めるものとする。
  - ニ. 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制システムの基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、企業倫理憲章の内容を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性を取締役及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努める。
  - ホ. 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び従業員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査する。これらの活動は定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告するものとする。
  - ヘ. 取締役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、遅滞なく監査役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
  - ト. 経営企画部は、従業員が直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、総務部が社内通報規程に基づきその運用を行うものとする。

チ. 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続きに習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。

リ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を企業倫理憲章において定め、取締役及び従業員に周知徹底するとともに、それを実現するために必要な体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各所管部署は、文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、リスクマネジメント規程に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、業務部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

イ. 取締役及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。

ロ. 取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

ハ. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の予算を設定する。



- ニ. 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ホ. ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、月次の業績を取締役に報告する。
- へ. 取締役会は、毎月、月次の業績結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループは、経理規程等の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
- ロ. 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ハ. 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理する担当部門を置き、子会社の経営において自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループにおける経営の適正かつ効率的な運用を行うものとする。
- ニ. 当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内体制を構築する。また、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、子会社を含めた全部署を対象とした内部監査を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役は、経営企画部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させることができる。
- ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に規定することでこれを徹底し、監査役の指示に基づきその業務を行うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、随時、報告を求められることができる。
  - ロ. 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役及び従業員に報告を求められることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧することができる。
  - ハ. 当社グループの取締役及び従業員は、監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。
  - ニ. 当社グループの取締役及び従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には速やかに監査役へ報告を行うこととし、報告した者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を設ける。
  - ロ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役及び従業員に対しその説明を求められることができる。
  - ハ. 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて外部の専門家を独自に起用することができ、その費用は会社が負担するものとする。
  - ニ. 監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図る。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門(経営企画部・経理部・総務部・業務部)と事業部門(営業部門・製造部門等)に分かれており、これにより管理部門と事業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、事業部門内の各部門間においても内部牽制及び内部管理体制が充実した組織の下で、以下の取組みを行いました。

### ① コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を開催し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図りました。また、当社グループの取締役及び従業員に対し、コンプライアンス研修を定期的に行い、法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。

### ② リスクマネジメントシステムについて

リスクマネジメント規程に基づき、当社グループに大きな影響を及ぼすリスクを抽出し、取締役会において、リスクマネジメント目標を決議いたしました。その目標に対する対策を各部門において検討し、リスクに関する課題解決のための取組みを行いました。

### ③ 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の子会社を含めた全部署を対象に業務監査を実施し、監査結果を取締役に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで改善策の実行が徹底されていることを確認いたしました。

### ④ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

### ⑤ 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果等について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、各部門長より事業の現況の報告を受け、内部監査部門及び内部統制部門と連携を取り、監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,477,018</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,046,049</b>
現金及び預金	1,045,991	支払手形及び買掛金	140,194
受取手形及び売掛金	862,636	短期借入金	554,287
有価証券	30,000	未払法人税等	20,050
商品及び製品	130,719	製品保証引当金	1,740
仕掛品	253,810	その他	329,777
原材料及び貯蔵品	68,428	<b>固定負債</b>	<b>1,016,131</b>
繰延税金資産	35,171	長期借入金	312,179
その他	51,016	長期未払金	149,733
貸倒引当金	△756	役員退職慰勞引当金	176,990
<b>固定資産</b>	<b>2,844,515</b>	退職給付に係る負債	370,197
<b>有形固定資産</b>	<b>2,036,997</b>	資産除去債務	7,030
建物及び構築物	442,836	<b>負債合計</b>	<b>2,062,181</b>
機械装置及び運搬具	236,229	<b>純資産の部</b>	
土地	1,342,939	<b>株主資本</b>	<b>3,128,345</b>
その他	14,991	資本金	793,255
<b>無形固定資産</b>	<b>28,777</b>	資本剰余金	916,555
その他	28,777	利益剰余金	1,418,579
<b>投資その他の資産</b>	<b>778,740</b>	自己株式	△43
投資有価証券	492,608	その他の包括利益累計額	104,579
保険積立金	94,214	その他有価証券評価差額金	84,824
繰延税金資産	104,305	為替換算調整勘定	19,754
その他	94,301	非支配株主持分	26,427
貸倒引当金	△6,688	<b>純資産合計</b>	<b>3,259,352</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,321,533</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,321,533</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年12月21日から  
平成28年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,979,906
売上原価		3,747,426
売上総利益		1,232,479
販売費及び一般管理費		1,175,282
営業利益		57,197
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,880	
助成金収入	25,159	
作業くず売却益	16,979	
その他の	16,080	66,099
営業外費用		
支払利息	13,935	
債権売却損	5,870	
為替差損	8,631	
その他の	876	29,313
経常利益		93,984
特別利益		
投資有価証券売却益	33	33
特別損失		
固定資産除却損	380	
減損損失	107,545	
投資有価証券評価損	20	107,946
税金等調整前当期純損失		13,928
法人税、住民税及び事業税	18,304	
法人税等調整額	△92,303	△73,999
当期純利益		60,070
非支配株主に帰属する当期純利益		3,347
親会社株主に帰属する当期純利益		56,722

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年12月21日から）  
（平成28年12月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年12月21日期首残高	793,255	916,555	1,379,406	△43	3,089,172
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△17,549		△17,549
親会社株主に帰属する 当期純利益			56,722		56,722
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	39,173	—	39,173
平成28年12月20日期末残高	793,255	916,555	1,418,579	△43	3,128,345

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
平成27年12月21日期首残高	65,039	35,296	100,336	26,414	3,215,923
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△17,549
親会社株主に帰属する 当期純利益					56,722
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	19,785	△15,541	4,243	12	4,256
連結会計年度中の変動額合計	19,785	△15,541	4,243	12	43,429
平成28年12月20日期末残高	84,824	19,754	104,579	26,427	3,259,352

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,159,354</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,032,487</b>
現金及び預金	936,659	買掛金	214,219
受取手形	128,190	短期借入金	300,000
売掛金	682,461	1年内返済予定の長期借入金	196,295
有価証券	30,000	未払金	128,312
商品及び製品	65,892	未払費用	112,009
仕掛品	179,721	未払法人税等	19,505
原材料及び貯蔵品	56,450	預り金	33,448
前払費用	12,485	製品保証引当金	1,740
繰延税金資産	25,705	その他の	26,957
関係会社短期貸付金	20,000	<b>固 定 負 債</b>	<b>972,641</b>
その他の	22,079	長期借入金	291,493
貸倒引当金	△290	長期未払金	149,733
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,042,602</b>	退職給付引当金	347,393
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,954,663</b>	役員退職慰労引当金	176,990
建物	425,574	資産除去債務	7,030
構築物	17,042	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,005,128</b>
機械及び装置	229,243	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,112,003</b>
工具、器具及び備品	11,782	資本金	793,255
土地	1,271,020	資本剰余金	916,555
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>28,002</b>	資本準備金	916,555
ソフトウェア	26,637	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,402,237</b>
電話加入権	1,365	利益準備金	10,412
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,059,936</b>	その他利益剰余金	1,391,825
投資有価証券	492,608	繰越利益剰余金	1,391,825
関係会社株式	53,616	<b>自 己 株 式</b>	<b>△43</b>
出資金	290	評価・換算差額等	84,824
関係会社長期貸付金	340,000	その他有価証券評価差額金	84,824
保険積立金	94,214	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,196,828</b>
破産更生債権等	7,047	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,201,957</b>
長期前払費用	29,386		
繰延税金資産	104,305		
その他の	43,157		
貸倒引当金	△104,688		
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,201,957</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成27年12月21日から  
平成28年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		4,770,800
売 上 原 価		3,728,665
売 上 総 利 益		1,042,134
販売費及び一般管理費		1,023,958
営 業 利 益		18,175
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	14,907	
助成金収入	25,159	
貸倒引当金戻入額	34,080	
そ の 他	30,065	104,212
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,788	
そ の 他	7,613	19,401
経 常 利 益		102,986
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,250	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33	3,283
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	379	
減 損 損 失	33,870	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20	34,270
税 引 前 当 期 純 利 益		72,000
法人税、住民税及び事業税	14,660	
法 人 税 等 調 整 額	△86,908	△72,248
当 期 純 利 益		144,249

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

（平成27年12月21日から）  
（平成28年12月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本										自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利 剰 余 金	益 金 計		
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 剰 余 金 計	利 剰 余 金				
平成27年12月21日期首残高	793,255	916,555	916,555		10,412	1,265,125	1,275,537			△43	2,985,304	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当						△17,549	△17,549				△17,549	
当期純利益						144,249	144,249				144,249	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	-	-	-		-	126,699	126,699			-	126,699	
平成28年12月20日期末残高	793,255	916,555	916,555		10,412	1,391,825	1,402,237			△43	3,112,003	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	金	評 価 差 額	換 算 差 額 等 合 計	
平成27年12月21日期首残高		65,039		65,039	3,050,343
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△17,549
当期純利益					144,249
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	19,785			19,785	19,785
事業年度中の変動額合計	19,785			19,785	146,485
平成28年12月20日期末残高		84,824		84,824	3,196,828

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

太洋工業株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野尚弥 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成27年12月21日から平成28年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

太洋工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

太洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役 崎 前 和 夫 ㊟

監 査 役 山 口 修 ㊟

監 査 役 深 津 康 之 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策のひとつとして位置づけており、内部留保の充実や配当性向等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社グループの業績は事業報告に記載のとおり増収増益となりましたが、依然として当社グループを取り巻く市場環境は厳しい状況にあります。このような時期におきましても株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は17,549,352円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年3月17日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役深津康之氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

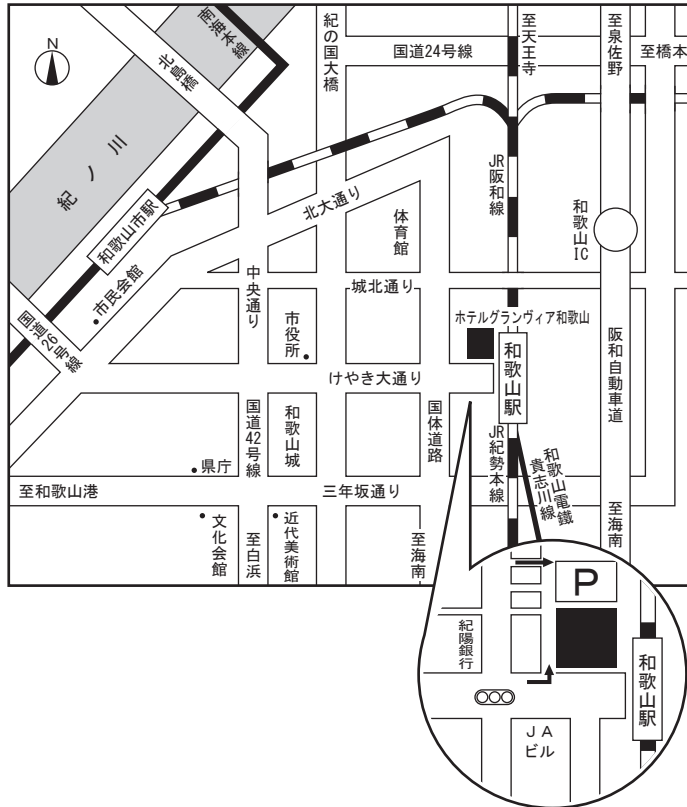
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
わなか しゅうじ 和中修二 (昭和35年4月18日生)	平成4年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 平成9年4月 公認会計士登録(現任) 平成24年10月 税理士登録(現任) 平成24年11月 和中会計事務所開設 所長(現任) 平成27年4月 株式会社パトライト監査役(現任) 平成27年5月 株式会社リヒトラブ監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 和中会計事務所所長 株式会社パトライト監査役 株式会社リヒトラブ社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和中修二氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 和中修二氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、前述の理由によりその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 和中修二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン  
TEL 073-425-3333 (代表)



- 交通 ○JR「和歌山駅」より徒歩1分  
○南海「和歌山市駅」より車で約15分  
○「関西国際空港」より車で約50分  
リムジンバス（空港⇄和歌山駅）